

和歌山県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喀痰吸引等業務の登録申請等について、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(喀痰吸引等業務及び特定行為業務の登録の申請及び登録)

第2条 法第48条の3第1項及び第2項又は法附則第27条の規定による申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書」(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(別記第1号様式の2)
 - (2) 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」(別記第1号様式の3)
 - (3) 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(別記第1号様式の4)
 - (4) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - (5) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿」(別記第2号様式)により登録し、登録者に通知する。

(登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録更新申請及び変更の届出等)

第3条 前条により登録を受けた者は、法第48条の3第1項及び第2項に規定する喀痰吸引等業務又は法附則第27条に定める特定行為業務について、実施する喀痰吸引等の行為を追加しようとするときは、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書」(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前条により登録を受けた者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書」(別記第3号様式の2)を、法第48条の6第1項の規定に基づき、知事に提出しなければならない。

3 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者にあつては特定行為業務)を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づき、登録

を辞退する日の1月前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（別記第3号様式の3）を知事に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

（事業者の登録の取消し等）

第4条 第2条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

（1）法第48条の4各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

（2）法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき

（3）法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

（4）虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は事業者に通知する。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録）

第5条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第1号及び第2号研修修了者にあつては「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第1号、第2号研修対象）」（別記第4号様式）に、省令別表第3号研修修了者にあつては「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第3号研修対象）」（別記第4号様式の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）住民票の写し

（2）「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」（別記第4号様式の3）

（3）喀痰吸引等研修の修了証明書の写し

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第1号及び第2号研修修了者にあつては「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第1号、第2号研修修了者）」（別記第5号様式）を、省令別表第3号研修修了者にあつては「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第3号研修修了者）」（別記第5号様式の3）に、次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記第6号様式）により登録する。

（1）法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者という。」）の氏名及び生年月日

（2）認定特定行為業務従事者が行う特定行為

（3）その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第6条 法附則第12条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定業務従事者認定証の返納に係る

事務、喫煙吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。)の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。

2 前条の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に、前条第1項の申請が行われ、登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、登録研修機関は、省令別表第1号及び第2号研修修了者にあつては「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第1号、第2号研修修了者)」(別記第5号様式の2)を、省令別表第3号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第3号研修修了者)」(別記第5号様式の4)に次に掲げる事項を記載して交付し、知事は「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(別記第6号様式)により登録する。

(1) 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日

(2) 認定特定行為業務従事者が行う特定行為

(3) その他必要な事項

3 第1項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、法附則第12条第2項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等)

第7条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があつたときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」(別記第7号様式の1)を知事に提出しなければならない。

2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(別記第8号様式)に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(別記第8号様式)を、汚損した場合にあつては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

4 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

5 認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、省令附則第8条の2の規定に基づき、遅滞なく、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第8条の2の規定に該当する旨の届出書」(別記第7号様式の2)を知事に提出しなければならない。

(1) 死亡し、又は失跡の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者

(2) 法附則第11条第3項第1号に該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従

事者又は同居の親族若しくは法定代理人

(3) 法附則第11条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合
当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

6 前項の届出(同項第1号に掲げる者による届出に限る。)には、認定特定行為業務従事者認定証を添付しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第8条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第11条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(別記第9号様式)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

(1) 法附則第11条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

(2) 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合

(3) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 第1項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第10号様式)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第10号様式の2)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に通知するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退)

第9条 第5条又は第6条の規定により認定を受けた者が、喫煙吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の1月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第10条 法附則第13条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(別記第12号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

(2) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

(3) 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書」
(別記第12号様式の2)

(4) 「登録研修機関登録適合書類」(別記第12号様式の3)

(5) 省令附則第14条に規定される業務規程

(6) 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料

(7) 「研修修了証明書」

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第 15 条第 1 項及び省令附則第 11 条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第 14 条の各号のいずれにも該当しないときは、知事は法附則第 15 条第 2 項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」(別記第 13 号様式)に次に掲げる事項を記載して登録し、登録者に通知する。

(1) 登録年月日及び登録番号

(2) 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 事業所の名称及び所在地

(4) 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

(5) 喀痰吸引等研修の課程

(登録研修機関の登録の更新等)

第 11 条 前条により登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)は、前条第 2 項各号(第 1 号を除く。)の内容を更新するときは、法附則第 16 条及び施行令附則第 6 条の規定に基づき、5 年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」(別記第 14 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容を変更しようとするときは、法附則第 18 条に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」(別記第 14 号様式の 2)を知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、業務規程の内容を変更しようとするときは、法附則第 19 条第 1 項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」(別記第 15 号様式)を知事に提出しなければならない。

(修了証明書の交付等)

第 12 条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、第 10 条第 1 項第 7 号の「研修修了証明書」を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに県に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

(登録研修機関の休廃止)

第 13 条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第 20 条及び省令附則第 15 条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」(別記第 16 号様式)を、登録を休廃止する日の 1 月前までに、知事に提出しなければならない。

(適合命令)

第 1 4 条 知事は、登録研修機関が法附則第 1 5 条第 1 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第 2 1 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第 1 5 条 知事は、登録研修機関が法附則第 1 7 条の規定に違反していると認めるときは、法附則第 2 2 条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録研修機関の登録の取消し等)

第 1 6 条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第 2 3 条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法附則第 1 4 条各号 (第 3 号を除く。) のいずれかに該当するに至ったとき

(2) 法附則第 1 8 条から第 2 0 条までの規定に違反したとき

(3) 法附則第 2 1 条の規定による適合命令又は法附則第 2 2 条の規定による改善命令に違反したとき

(4) 法附則第 2 5 条において準用する法第 1 7 条の規定に違反したとき

(5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証 (経過措置) の交付申請)

第 1 7 条 改正法附則第 1 4 条第 1 項の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第 4 条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証 (経過措置) 交付申請書」 (別記第 1 7 号様式) に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第 1 1 条第 3 項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」 (別記第 4 号様式の 3)

(3) 喀痰吸引等に関する研修修了証明書 (該当するものがある場合) 及び修了した研修内容・研修時間を示す書類

(4) 「認定特定行為業務従事者認定証 (経過措置) 交付申請書添付書類 本人誓約書」 (別記第 1 7 号様式の 2)

(5) 「認定特定行為業務従事者認定証 (経過措置) 交付申請書添付書類 第三者証明書」 (別記第 1 7 号様式の 3)

(6) 「認定特定行為業務従事者認定証 (経過措置) 交付申請書添付書類 実施状況確認書」 (別記第 1 7 号様式の 4)

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」（別記第18号様式）又は「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」（別記第18号様式の2）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（別記第6号様式）により登録する。

- (1) 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- (2) 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- (3) その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）に係る変更の届出及び特定行為の業務停止等）

第18条 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）の交付を受けた認定特定行為業務従事者に係る変更の届出等、特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納並びに認定特定行為業務従事者認定の辞退については、本要綱第7条、第8条及び第9条の規定を準用する。

（公示）

第19条 知事は次の各号のいずれかに該当するときは、法第48条の8及び法附則第24条の規定に基づき、その都度、公示するものとする。

- (1) 登録をしたとき
- (2) 法第48条の6第1項又は法附則第18条の規定による届け出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき
- (3) 法第48条の6第2項又は法附則第20条の規定による届け出があったとき
- (4) 法第48条の7の規定による登録の取消し又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあっては特定行為業務）の停止を命じたとき
- (5) 法附則第23条の規定による登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

2 前項の公示は、和歌山県のホームページに掲載して行うものとする。

（帳簿の備付け等）

第20条 法附則第25条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（報告）

第21条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第19条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認める

ときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第22条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、職員証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第23条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

(1) 第2条、第3条、第10条、第11条において規定する登録、更新、変更にかかる申請書及び添付書類は、永年保存とする。

(2) 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修にかかる関係書類は、5年間保存する。

- 2 関係書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。
- 3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法附則第15条の規定により、第2条の登録及び第5条並びに第17条の認定の手続きは、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月9日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に交付されている認定特定行為業務従事者認定証については、なお効力を有する。

和歌山県知事 様

申請者(設置者) 所在地
 名 称
 代表者

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務)について事業者の登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号			
申請者(設置者)	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)	都 道 郡 市	府 県 区	
		(ビルの名称等)			
	電話番号 / FAX 番号		個人・法人の種別		
	代表者の氏名・職名・生年月日	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	
事業者区分					
喀痰吸引等(特定行為)を実施する事業所	フリガナ		フリガナ		
	事業所の名称		事業所の代表者		
	事業所の所在地	(郵便番号 -)	県 郡 市		
		(ビルの名称等)			
	サービスの種類		法律名		
	電話番号 / FAX 番号				
	実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為		事業開始予定年月日		
		1. 口腔内の喀痰吸引	年 月 日		
		2. 鼻腔内の喀痰吸引	年 月 日		
		3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引	年 月 日		
	4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	年 月 日			
	5. 経鼻経管栄養	年 月 日			
介護福祉士・認定特定行為業務従事者氏名		(様式1-2)			

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「個人・法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を、個人である場合は「個人」と記載してください。
- 3 「事業者区分」は、申請内容に応じて「登録喀痰吸引等事業者」又は「登録特定行為事業者」のいずれかを記入してください。
- 4 「サービスの種類」欄は、実施しているサービスの種類(「介護老人福祉施設」「訪問介護」「居宅介護」等)を記載してください。
- 5 「法律名」欄は、サービスの指定等を受けている法律の名称(「介護保険法」「障害者総合支援法」等)を記載してください。
- 6 「実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為」欄は該当する行為毎に「 」を記載してください。
- 7 「事業開始予定年月日」欄は、該当する行為毎に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 8 以下の添付資料を合わせて提出してください。

添付書類

- 設置者に関する書類
 - 設置者が法人である場合...法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(省令第26条の2第1項関係)
 - 申請者が個人である場合...住民票(省令第26条の2第2項関係)
- 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号に該当しないことを誓約する書面(省令第26条の2第3項関係)
- 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類(省令第26条の2第4項関係)
- 喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士においては介護福祉士登録証、認定特定行為業務従事者については認定特定行為業務従事者認定証の写し、また看護師等の資格をもって喀痰吸引等業務を行う者については免許証の写し

介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿

番号	氏名	介護福祉士登録証登録番号 /登録年月日	認定特定行為業務従事者認定証 登録番号/登録年月日	生年月日	修了研修課程	対象者氏名(特定の者)	修了した実地研修 の種別	実地研修実施機関名称	修了年月日

- 備考
- 「番号」の欄は各事業者における任意の番号を記載してください。
 - 看護師等の免許をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者については、保有資格名及び登録番号等を介護福祉士登録証番号記載欄に記載してください。
 - 「修了研修課程」には、当該者が修了した研修課程等の番号(1～5)を記載してください。
 - 喀痰吸引及び経管栄養の全て:省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)
 - 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養:省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)
 - 各喀痰吸引等行為の個別研修:省令別表第三号研修(特定の者対象)
 - 経過措置対象者
 - 介護福祉士の養成課程等において医療的ケアに関する科目を修了した者
 - 「既修了課程」において「3」を選択した場合は、「対象者氏名(特定の者)」に対象者の氏名を記載してください。(「4」を選択した者で、対象者が限定される場合も同様に記載してください)
 - 「修了した実地研修の種別」には実地研修の種類を以下から選択し、番号を記載してください。

口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

 - 人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その旨を合わせて記載してください。
 - 経過措置の適用により「胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養」の特定行為について従事者の認定を受けた者であって、「胃ろう」のみの認定を受けているものはその旨を記載してください。
 - 「修了年月日」には実地研修を修了した年月日を記載してください。

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。（但し、申請者が法人である場合は、その役員等が該当しないことを誓約します。）

記

（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の四）

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- 三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの。

（関連規定）

法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の既製及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿

登録番号	登録年月日	事業者区分		名称	住所	電話番号	実施行為	事業開始年月日	更新年月日	登録取消年月日
		登録喀痰吸引等事業者	登録特定行為事業者							
				代表者(法人名)						
				事業所						

備考 1 「登録番号」の欄は国で定めた付番基準に従って記載してください。

2 「事業者区分」欄は「登録喀痰吸引等事業者」「登録特定行為事業者」のうち、該当するものに「 」を記載してください。

3 「実施行為」欄には各事業者が実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為種別を以下から選択し、番号を記載してください。

口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

受付番号

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者（設置者） 所在地
 名 称
 代表者

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務）について、実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為を追加したいため、以下の通り申請します。

登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）										
追加登録を受けようとする事業所	フリガナ					フリガナ				
	事業所の名称					事業所の代表者				
	事業所の所在地	（郵便番号 - ） 県 郡・市								
		（ビルの名称等）								
	サービスの種類					法律名				
	電話番号 / FAX 番号									
（参考）事業者区分										
実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為					事業開始（予定）年月日					
	1．口腔内の喀痰吸引				年	月	日			
	2．鼻腔内の喀痰吸引				年	月	日			
	3．気管カニューレ内部の喀痰吸引				年	月	日			
	4．胃ろう又は腸ろうによる経管栄養				年	月	日			
	5．経鼻経管栄養				年	月	日			
介護福祉士・認定特定行為業務従事者氏名					（第1号様式の2）					

- 備考1 「受付番号」の欄には記載しないでください。
- 2 「登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 3 「サービスの種類」欄は、実施しているサービスの種類（「介護老人福祉施設」「訪問介護」「居宅介護」等）を記載してください。
- 4 「法律名」欄は、サービスの指定等を受けている法律の名称（「介護保険法」「障害者総合支援法」等）を記載してください。
- 5 「（参考）事業者区分」は、更新する申請内容に応じて「登録喀痰吸引等事業者」又は「登録特定行為事業者」のいずれかを記入してください。
- 6 「実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為」欄は既に登録を受けている行為には「 」を、新たに登録を受ける行為は「 」を、それぞれ左側の空欄に記載してください。登録喀痰吸引等事業者への更新申請の場合は、登録喀痰吸引等事業者として新たに登録を受ける行為に「 」を、それぞれ左側の空欄に記載してください。
- 7 「事業開始（予定）年月日」欄は、該当する行為毎に事業の開始年月日（新たに登録を受けるものにあたってはその予定時期）を記載してください。登録喀痰吸引等事業者への更新申請の場合は、該当する行為毎に登録喀痰吸引等事業者としての開始予定時期を記入して下さい。
- 8 以下の添付資料を合わせて提出してください。

添付書類

- 1 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（省令第26条の2第4項関係）
- 2 その他（1に記載されている場合は省略可。）
 - ・喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧
 - ・緊急時の体制に関する資料
 - ・記録等の整備状況に関する資料
 - ・実地研修の実施に関わる資料（登録喀痰吸引等事業者のみ）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者(設置者) 所在地
 名 称
 代表者

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務）について、登録を受けた内容を変更したいので届け出ます。

登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）									
変更する事業所	フリガナ				フリガナ				
	事業所の名称				事業所の代表者				
	事業所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市 (ビルの名称等)							
	サービスの種類				法律名				
	電話番号 / FAX 番号								
変更が発生する事項					変更内容の概要				
1. 設置者に係る事項					(変更前)				
代表者氏名									
代表者の住所									
事業所の名称									
事業所の所在地									
法人の寄附行為又は定款									
2. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録に係る事項									
業務方法書					(変更後)				
喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿									
喀痰吸引等の実施に係る備品一覧									
実地研修責任者の氏名									
変 更 年 月 日					年 月 日				

- 備考1 「受付番号」の欄には記載しないでください。
- 2 「登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 3 「サービスの種類」欄は、実施しているサービスの種類（「介護老人福祉施設」「訪問介護」「居宅介護」等）を記載してください。
- 4 「法律名」欄は、サービスの指定等を受けている法律の名称（「介護保険法」「障害者総合支援法」等）を記載してください。
- 5 変更が発生する項目番号に「 」を記載してください。
- 6 変更内容の概要について、変更点がわかるように記載し、合わせて関連する資料の名称を記載してください。
- 7 変更内容が分かる書類を添付してください（名簿の変更においては、介護福祉士であれば登録証、認定特定行為業務従事者であれば認定証、看護師であれば免許証の写しを合わせて提出してください）。

第3号様式の3（第3条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者(設置者) 所在地
 名 称
 代表者

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務）について、次のとおり登録を辞退したいので届出ます。

登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）									
辞退する事業所	フリガナ				フリガナ				
	事業所の名称				事業所の代表者				
	事業所所在地	(郵便番号 -)							
		県		郡・市					
		(ビルの名称等)							
サービスの種類				法律名					
電話番号 / FAX番号									
登録を受けた年月日	年 月 日		登録を辞退する予定年月日	年 月 日					
登録を辞退する喀痰吸引等(特定行為)の行為	1. 口腔内の喀痰吸引								
	2. 鼻腔内の喀痰吸引								
	3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引								
	4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養								
	5. 経鼻経管栄養								
登録を辞退する理由									
現在喀痰吸引等(特定行為)を受けている対象者に対する措置									

- 備考 1 登録を辞退する日の一月前までに届け出て下さい。
- 2 「受付番号」の欄には記載しないでください。
- 3 「登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 4 「サービスの種類」欄は、実施しているサービスの種類（「介護老人福祉施設」「訪問介護」「居宅介護」等）を記載してください。
- 5 「法律名」欄は、サービスの指定等を受けている法律の名称（「介護保険法」「障害者総合支援法」等）を記載してください。
- 6 登録を辞退する行為に「 」を記載してください。

第4号様式（第5条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書（省令別表第一号、第二号研修修了者対象）

社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者の認定を受けた
 いので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	電話番号			
認定を受けようとする特定行為	研修機関名			
	研修機関所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村 (ビルの名称等)		
		認定を受けようとする特定行為	研修修了年月日/ 修了証明書番号	
		1. 口腔内の喀痰吸引	年 月 日/	
		口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	年 月 日/	
		2. 鼻腔内の喀痰吸引	年 月 日/	
		鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	年 月 日/	
		3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引	年 月 日/	
		気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	年 月 日/	
		4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	年 月 日/	
	5. 経鼻経管栄養	年 月 日/		

備考1 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修（特定の者対象の研修）を受講した方は第4号様式の2により申請してください。

2 「受付番号」欄には記載しないでください。

3 認定を受けようとする特定行為に「 」を記載してください。

人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その他の特定行為と同様に研修修了年月日、修了証明書番号を記載してください。

4 下記に記載する添付資料を合わせて提出ください。

添付書類

- 1 住民票
- 2 申請者が法附則第11条の第3号各号に該当しないことを誓約する書面（第4号様式の3）
- 3 喀痰吸引等研修の修了証明書

第4号様式の2（第5条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書（省令別表第三号研修修了者対象）

社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者の認定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	電話番号			
認定を受けようとする特定行為	研修機関名			
	研修機関所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村 (ビルの名称等)		
	氏名(特定の者)			
		認定を受けようとする特定行為		研修修了年月日/ 修了証明書番号
		1. 口腔内の喀痰吸引		年 月 日/
		2. 鼻腔内の喀痰吸引		年 月 日/
	3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引		年 月 日/	
	4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		年 月 日/	
	5. 経鼻経管栄養		年 月 日/	

- 備考1 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号、第二号研修（不特定多数の者対象の研修）を受講した方は第4号様式により申請してください。
- 2 複数の対象者に対して認定を受ける場合は、その対象者ごとに申請書を作成してください。
- 3 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 4 「氏名(特定の者)」には、研修修了証明書に記載されている「対象者氏名」を記載してください。
- 5 認定を受けようとする特定行為に「 」を記載してください。
- 6 下記に記載する添付資料を合わせて提出ください。

添付書類

- 1 住民票
- 2 申請者が法附則第11条の第3号各号に該当しないことを誓約する書面（第4号様式の3）
- 3 喀痰吸引等研修の研修修了証明書

第4号様式の3（第5条、第17条関係）

社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

（社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第三項）

- 一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 次項の規定により認定特定行為業務従業者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第五条の二）

法附則第十一条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（関連規定）

法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

第5号様式（第5条関係）

（表面）

認定特定行為業務従事者認定証

（省令別表第一号、第二号研修修了者）

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事

印

（裏面）

（注意）

- 1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

第5号様式の2（第6条関係）

（表面）

認定特定行為業務従事者認定証

（省令別表第一号、第二号研修修了者）

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

法人名

代表者名

印

（認定証交付事務受託機関名）は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第12条に定める認定証交付事務受託機関として、和歌山県知事が認めた認定特定行為業務従事者認定証の交付機関である。

年 月 日

和歌山県知事

印

(裏面)

(注意)

- 1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

第5号様式の3（第5条関係）

（表面）

認定特定行為業務従事者認定証

（省令別表第三号研修修了者）

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

対象者氏名

特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事

印

（裏面）

（注意）

- 1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

第5号様式の4（第6条関係）

（表面）

認定特定行為業務従事者認定証

（省令別表第三号研修修了者）

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

対象者氏名

特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

法人名

代表者名

印

（認定証交付事務受託機関名）は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第12条に定める認定証交付事務受託機関として、和歌山県知事が認めた認定特定行為業務従事者認定証の交付機関である。

年 月 日

和歌山県知事

印

(裏面)

(注意)

- 1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

認定特定行為業務従事者認定証 登録簿

認定証登録番号	経過措置区分	氏名	登録年月日	生年月日	住所	修了研修種別	実施行為種別	研修機関名	研修修了日	対象者氏名 (特定の者)	更新日	取消日	取消書番号	
							1. 口腔内の喀痰吸引 口腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							2. 鼻腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 胃ろうによる経管栄養							
							5. 経鼻経管栄養							
							1. 口腔内の喀痰吸引 口腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							2. 鼻腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 胃ろうによる経管栄養							
							5. 経鼻経管栄養							
							1. 口腔内の喀痰吸引 口腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							2. 鼻腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)							
							4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 胃ろうによる経管栄養							
							5. 経鼻経管栄養							

備考 1 「認定証登録番号」の欄は国で定める採番基準に従って記載してください。

2 「経過措置区分」の欄は、平成24年度以降の登録研修機関での研修を修了した者は「1」を、経過措置対象者として認定証を交付する者は「2」を記載してください。

3 「修了研修種別」には、当該者が修了した研修課程の番号(1～4)を記載してください。

1) 喀痰吸引及び経管栄養の全て：省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)

2) 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養：省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)

3) 各喀痰吸引等行為の個別研修：省令別表第三号研修(特定の者対象)

4) 経過措置対象者

4 「実施行為種別」には研修を修了した行為の種類に「」を記載してください。

1. 人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その区分に「」を記載してください。

2. 経過措置の適用により「胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養」の特定行為について従事者の認定を受けた者であって、「胃ろう」のみの認定を受けているものはその区分に「」を記載してください。

5 「修了研修種別」において「3」を選択した場合は、「対象者氏名(特定の者)」に実地研修を行った対象者の氏名を記載してください。、「4」を選択した者で、対象者が限定される場合も同様に記載してください。

6 「研修修了日」には実地研修を修了した年月日を記載してください。

7 既に一度認定を受けた者が、認定行為の追加を受ける場合には、該当者の項目を更新してください。ただし、別表第三号研修を修了した者で行為対象者が変更(増える場合も含む)になる場合は、新たな項目を作成し、登録番号も別のものを割り当ててください。

第7号様式の1（第7条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者の認定について、認定を受けた内容を変更するため届け出ます。

認定証登録番号													
申請者	フリガナ							生年月日	年 月 日				
	氏名												
	住所	(〒 -)		都 道	市 区		府 県		町 村				
	電話番号												
変更が発生する事項						変更内容の概要							
1. 申請者氏名						(変更前)							
2. 申請者の住所						(変更後)							
3. 特定行為													
変 更 年 月 日						年 月 日							

- 備考1 「受付番号」の欄には記載しないでください。
- 2 「認定証登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 3 変更が発生する項目に「 」を記載してください。
- 4 変更内容の概要について、変更点がわかるように記載してください。
- 5 認定特定行為業務従事者認定証（写）を添付してください。
- 6 その他、変更内容が分かる書類（戸籍抄本、住民票、研修修了証明書の写し等）を添付してください。
- 7 変更に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合は、「特定認定行為業務従事者認定証再交付申請書」（第8号様式）も併せて提出してください。

受付番号

年 月 日

和歌山県知事 様

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第8条の2の規定に該当する旨の届出書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第1項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた下記の認定特定行為業務従事者が社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第8条の2の規定に該当するため、次のとおり届け出ます。

(届出者)氏名: _____

住所: _____

連絡先(電話番号): _____

当該認定特定行為業務従事者との関係

(本人 ・ 同居の親族 ・ 法定代理人 ・ その他())

記

1 認定特定行為業務従事者

Table with 4 columns: 認定証登録番号, フリガナ, 氏名, 生年月日 (年 月 日)

2 届出の事由

Form for reporting reasons, including sections for (1) applicable items (ア-ウ) and (2) occurrence date (年 月 日)

法附則第11条第3項第1号に該当する場合のみ

Form for additional information regarding mental health impairment, including a section for medical certificates (2)(1)

- 備考1 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修（特定の者対象の研修）を修了した者であり、複数の対象者に対して認定を受けているものにあつては、その認定証ごとに届出書を作成してください。
- 2 「受付番号」欄には記載しないでください。
 - 3 「認定証登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
 - 4 届出の事由がアに該当する場合は、認定特定行為業務従事者認定証を添付して下さい。
 - 5 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第8条の2各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

（社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第三項）

- 一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 略

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第五条の二）

法附則第十一条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（関連規定）

法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

認定特定行為業務従事者 認定取消書

年 月 日

様
(認定証登録番号:)

社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者について、以下の事由により認定証の返納、業務停止を命じます。

	取消事由	処分
取消事由 区分	1. 法附則第十一条第三項の各号(第五号を除く)に該当するため	認定証返納/業務停止
	2. 特定行為の業務に関し不正の行為があったため	認定証返納/業務停止
	3. 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けたため	認定証返納/業務停止
	4. その他	認定証返納/業務停止
取消理由		

年 月 日

和歌山県知事

印

業務停止処分に関する都道府県間連絡通知

年 月 日

(当該従事者へ認定証を発行した都道府県の)知事 様

社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者について、以下の事由により特定行為の業務停止を命じることとしたため、連絡します。

認定 取消 対象者	認定登録番号		交付年月日	
	フリガナ 氏名			生年月日 年 月 日
	住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	電話番号			
取消事由 区分	取消事由			
	1. 法附則第十一条第三項の各号(第五号を除く)に該当するため			
	2. 特定行為の業務に関し不正の行為があったため			
	3. 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けたため			
取消理由	4. その他			

年 月 日

和歌山県知事

印

認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知

年 月 日

（当該従事者へ認定証を発行した都道府県の）知事 様

社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者について、以下の事由により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じることが適当と思われるため、連絡します。

認定取消対象者	認定証登録番号		交付年月日			
	フリガナ 氏名				生年月日	年 月 日
	住所	（郵便番号 - ） 都 道 市 区 府 県 町 村				
	電話番号					
取消事由該当区分	取消事由					
	1. 法附則第十一条第三項の各号（第五号を除く）に該当するため					
	2. 特定行為の業務に関し不正の行為があったため					
	3. 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けたため					
取消理由	4. その他					

年 月 日

和歌山県知事

印

第11号様式（第9条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

認定特定行為業務従事者 認定辞退届出書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に定める認定特定行為業務従事者の認定について、次のとおり辞退したいので届け出ます。

認定証登録番号									
フリガナ							生年月日	年 月 日	
氏名									
住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村								
電話番号									
認定を受けた年月日	年	月	日	認定を辞退する予定年月日	年	月	日		
認定を辞退する理由									

- 備考1 認定を辞退する日の一月前までに届け出てください。
- 2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修（特定の者対象の研修）を修了した者であり、複数の対象者に対して認定を受けているものにあつては、その認定証ごとに届出書を作成してください。
 - 3 「受付番号」欄には記載しないでください。
 - 4 「認定証登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
 - 5 認定特定行為業務従事者認定証を添付して下さい。

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

登録研修機関 登録申請書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条に定める登録研修機関の登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号		
申請者	フリガナ			
	事業所名称			
	事業所所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村 (ビルの名称等)		
	電話番号		個人・法人の種別	
	代表者の氏名・ 職名・生年月日	フリガナ 氏名	職名 生年月日	年 月 日
喀痰吸引等研修の課程		研修開始予定年月日	研修受講予定人数	
1. 喀痰吸引及び経管栄養のすべて：省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)		年 月 日		
2. 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養：省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)		年 月 日		
3. 各喀痰吸引等行為の個別研修：省令別表第三号研修(特定の者対象)		年 月 日		

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「個人・法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を、個人である場合は「個人」と記載してください。
- 3 「喀痰吸引等研修の課程」欄は該当する課程に「 」を記載してください。
- 4 「研修開始予定年月日」欄は、該当する課程ごとに研修の開始予定年月日を記載してください。
- 5 「研修受講予定人数」欄は、一回の募集で受け付ける受講者の予定最大人数を記載してください。
- 6 以下の添付資料を合わせて提出ください。

添付書類

- 1 設置者に関する書類
 - (1) 設置者が法人である場合
法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(省令附則第10条第2項第1号関係)
 - (2) 申請者が個人である場合
住民票(省令附則第10条第2項第2号関係)
- 2 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第14条各号の規定に該当しない旨の誓約書(省令附則第10条第2項第3号関係)(第12号様式の2)
- 3 法附則第15条第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類(省令附則第10条第2項第4号関係)(第12号様式の3)
- 4 省令附則第14条に規定される業務規定
- 5 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に関する資料
- 6 「研修修了証明書」

社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。（但し、申請者が法人である場合は、その役員等が該当しないことを誓約します。）

記

（社会福祉士及び介護福祉士法附則第十四条）

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- 三 附則第二十三条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの。

（関連規定）

法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

受付番号

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

登録研修機関 登録適合書類

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第10条第2項第4号に規定する登録研修機関の登録要件に該当することを証する書類について下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

申請者	フリガナ			
	事業所名称			
	事業所所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村 (ビルの名称等)		
	電話番号		個人・法人の種別	
	代表者の氏名・ 職名・生年月日	フリガナ 氏名	職名 生年月日	年 月 日
要件	適合要件		該当書類名	
	1. 法附則第十五条第一項第一号で定める要件（研修内容）			
	喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について講習を行うこと			
	2. 法附則第十五条第一項第二号で定める要件（講師の要件）			
	喀痰吸引等に関する実務に関する科目の講師は、医師、看護師、保健師、助産師の資格を保有していること			
	3. 法附則第十五条第一項第三号で定める要件（研修の実施内容）			
	受講者の数を勘案した十分な数の講師が確保されていること			
	研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること			
	研修業務を適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること			
	講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること			
研修修了者の名簿を作成し、業務廃止まで保管すること				
課程ごとの研修修了者一覧表を定期的に都道府県に提出すること				

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「個人・法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を、個人である場合は「個人」と記載してください。
- 3 「要件」欄はそれぞれの適合要件について、以下の要領をふまえた資料を作成し、その書類名を「該当書類名」に記載してください。以下に記載する項目以外の規定等について、業務規程書として合わせて作成を行う場合には、その業務規程書の名称及び、該当ページ数を記載してください。
- 適合要件1 業務規程に記載するとともに、別途カリキュラム表を作成してください。なお、人工呼吸器装着者へ対する喀痰吸引の演習、実習を行う場合は、その旨を業務規程及び、カリキュラムに記載してください。
- 適合要件2 講師ごとに講師履歴書を作成してください（医師、看護師等の資格所有者についてはその免許証の写しを合わせて提出してください）。
- 適合要件3 - 業務規程中に必要講師数を記載し、別途講師一覧表を作成してください。
- 適合要件3 - 備品の一覧表及び、図書目録を作成してください。
- 適合要件3 - 「2」で作成した講師履歴書及び、講師一覧表（3 - の講師一覧に担当科目が含まれているのであれば同じものでも差し支えない）を作成してください。
- 4 その他、関連する資料がある場合は合わせて提出してください。

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

登録研修機関 登録更新申請書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条に定める登録研修機関の登録について、登録された内容を更新するため、同法附則第16条の規定に基づき申請します。

申請者	登録研修機関登録番号					登録年月日	年 月 日
	フリガナ						
	事業所名称						
	事業所所在地	(郵便番号 -)					
		都 道	市 区				
		府 県	町 村				
	(ビルの名称等)						
	電話番号				個人・法人の種別		
	代表者の氏名・ 職名・生年月日	フリガナ			職名		
		氏名			生年月日	年 月 日	
	喀痰吸引等研修の課程				研修開始年月日	研修受講予定人数	
	1. 喀痰吸引及び経管栄養のすべて：省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)				年 月 日		
	2. 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養：省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)				年 月 日		
	3. 各喀痰吸引等行為の個別研修：省令別表第三号研修(特定の者対象)				年 月 日		

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「登録研修機関登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 3 「個人・法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を、個人である場合は「個人」と記載してください。
- 4 「喀痰吸引等研修の課程」欄は既に登録を受けている課程には「 」を、新たに登録を受ける課程は「 」を、それぞれ記載してください。
- 5 「研修開始年月日」欄は、該当する課程ごとに研修の開始年月日(新たに登録を受けるものにあたってはその予定時期)を記載してください。
- 6 「研修受講予定人数」欄は、一回の募集で受け付ける受講者の予定最大人数を記載してください。
- 7 以下の添付資料を合わせて提出ください。

添付書類

- 1 講師の一覧
- 2 講師の氏名及び履歴
- 3 研修に必要な施設、備品一覧、図書目録
- 4 業務規程
- 5 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に関する資料

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県事 様

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

登録研修機関 変更登録届出書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条に定める登録研修機関の登録について、登録された内容を変更するため、同法附則第18条の規定に基づき届け出ます。

登録研修機関登録番号											
申請者	フリガナ										
	事業所名称										
	事業所所在地	(郵便番号 -)									
		都 道 市 区 府 県 町 村									
	(ビルの名称等)										
	電話番号										
変更が発生する事項				変更内容の概要							
1. 設置者に係る事項				(変更前)							
	代表者氏名										
	代表者の住所										
	事業所の名称										
	事業所の所在地										
	法人の寄附行為又は定款										
2. 登録研修機関の登録に係る事項								(変更後)			
	講師										
	講習カリキュラム										
	講習で使用する施設										
	実地研修実施施設・設備										
	実地研修実施施設責任者										
変 更 年 月 日				年 月 日							

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「登録研修機関登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 3 変更が発生する項目番号に「 」を記載してください。
- 4 変更内容の概要について、変更点がわかるように記載し、合わせて関連する資料の名称を記載してください。
- 5 変更内容が分かる書類を添付してください。

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県庁 様

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

登録研修機関業務規程変更届出書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条に定める登録研修機関の登録について、業務規程の内容を変更するため、同法附則第19条の規定に基づき届け出ます。

登録研修機関登録番号									
申請者	フリガナ								
	事業所名称								
	事業所所在地	(郵便番号 -)							
		都 道 市 区 府 県 町 村							
	(ビルの名称等)								
	電話番号								
変更内容の概要									
(変更前)									
(変更後)									
変 更 年 月 日					年 月 日				

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「登録研修機関登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
 - 変更内容の概要について、変更点がわかるように記載し、合わせて関連するページ数を記載してください。
 - 改定後の業務規程を添付してください。

受付番号	
------	--

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

登録研修機関 休廃止届出書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条に定める喀痰吸引等研修について、次のとおり休止、または廃止したいので届け出ます。

登録研修機関登録番号								
申請者	フリガナ							
	事業所名称							
	事業所所在地	(郵便番号 -)		都 道	市 区			
				府 県	町 村			
		(ビルの名称等)						
	電話番号							
登録を受けた年月日								
登録を辞退する業務	廃止・休止	喀痰吸引及び経管栄養のすべて：省令別表第一号研修（不特定多数の者対象）						
	廃止・休止	喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養：省令別表第二号研修（不特定多数の者対象）						
	廃止・休止	各喀痰吸引等行為の個別研修：省令別表第三号研修（特定の者対象）						
廃止予定年月日、		年	月	日				
休止予定期間		年	月	日	～	年	月	日
廃止・休止する理由								

- 備考1 登録を休廃止する日の一月前までに届け出て下さい。
- 2 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 3 「登録研修機関登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。

受付番号

年 月 日

和歌山県知事 様

認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条に定める認定特定行為業務従事者(経過措置)の認定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	電話番号			
認定を受けようとする特定行為	研修機関名(該当するものがある場合)			
	研修機関所在地(該当するものがある場合)	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村 (ビルの名称等)		
		認定を受けようとする特定行為	研修修了年月日/修了書番号 (該当するものがある場合)	
		1. 口腔内の喀痰吸引	年 月 日/	
		1 口腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)	年 月 日/	
		2. 鼻腔内の喀痰吸引	年 月 日/	
		1 鼻腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)	年 月 日/	
		3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引	年 月 日/	
		1 気管カニューレ内部の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)	年 月 日/	
		4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	年 月 日/	
	2 胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く)	年 月 日/		
	5. 経鼻経管栄養	年 月 日/		

- 備考 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「認定を受けようとする特定行為」については該当する特定行為に「 」を記載してください。
- 1 人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その他の特定行為と同様に研修修了年月日、修了証明書番号を記載してください。
 - 2 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知)に基づく経管栄養の申請については、「胃ろう」に限るため、「2 胃ろうによる経管栄養」欄に記載してください。
- 3 下記に記載する添付資料を合わせて提出ください。

添付書類

- 1 住民票
- 2 申請者が法附則第11条の第3号各号に該当しないことを誓約する書面(第4号様式の3)
- 3 喀痰吸引等に関する研修修了証明証(該当するものがある場合)及び、修了した研修内容、研修時間を示す資料
- 4 認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類(本人誓約書)(第17号様式の2)
- 5 認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類(第三者証明書)(第17号様式の3)
- 6 認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類(実施状況確認書)(第17号様式の4)

認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類

本人誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 _____
電話 () _____
フリガナ 氏名 _____
生年月日 _____
所属 _____

私は、下記について事実であることを誓約します。

記

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条関係）

私は、現在、介護の業務に従事しており、以下の通知又は事業（#1）に基づき、喀痰吸引等の行為のうち、以下の行為（2）を実施しています。（ ）

一時的に離職している者（育児休業中、やむを得ず離職し転職活動中等の者）及び以下の通知又は事業に基づく研修は受講したが現在喀痰吸引等を実施していない者を含む。（3）

* 以下の該当する項目について、 に「✓」をつけてください。

	通知名又は事業名（1）	実施可能な行為の範囲（2）
	A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について（平成15年7月17日医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引
	盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
	在宅におけるA L S以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引
	特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号 厚生労働省医政局長通知）	口腔内の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 （チューブ接続及び注入開始を除く）

	<p>介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象） （平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）</p>	<p>口腔内の喀痰吸引 口腔内の喀痰吸引 （人工呼吸器装着者） 鼻腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 （人工呼吸器装着者） 気管カニューレ内部の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 （人工呼吸器装着者） 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養</p>
	<p>平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について（平成 23 年 10 月 6 日老発 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）</p>	<p>口腔内の喀痰吸引 口腔内の喀痰吸引 （人工呼吸器装着者） 鼻腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 （人工呼吸器装着者） 気管カニューレ内部の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 （人工呼吸器装着者） 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養</p>
	<p>介護職員によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）</p>	<p>口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養</p>
	<p>平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p>	<p>口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養</p>

（ 3 ）

現在、喀痰吸引等の行為を実施している。

過去に喀痰吸引等の行為を実施していたが、現在一時離職中である。

（離職中の理由：

）

通知又は事業に基づく研修は受講したが現在喀痰吸引等を実施していない。

* 研修歴等を証明する書類があれば添付してください。

* (# 1) のうち ~ 、 または に該当する場合は、以下の表の左の欄に対象者氏名を記載し、中央の欄に (1) にある通知名又は事業名の番号を記載し、右の欄の行為名の該当する項目に「✓」をつけてください。

対象者氏名	通知名又は事業名の番号	行為名
		口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
		口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
		口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

(欄が足りない場合は適宜加えてください。)

認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類

第三者証明書

年 月 日

和歌山県知事 様

証明者 住所 _____

フリガナ
氏名 _____

申請者との関係 _____

申請者 フリガナ
氏名 _____

所属 _____

私は、下記について事実であることを証明します。

記

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条関係）

申請者 _____ は、現在、介護の業務に従事しており、喀痰吸引等の行為のうち、以下の行為（ 1 ）を以下の通知又は事業（ 2 ）に基づき実施しています。（ ）

一時的に離職している者（育児休業中、やむを得ず離職し転職活動中等の者）及び以下の通知又は事業に基づく研修は受講したが現在喀痰吸引等を実施していない者を含む。（ 3 ）

* 以下の該当する項目に「✓」をつけてください。

（ 1 ）

- 口腔内の喀痰吸引
- 口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）
- 鼻腔内の喀痰吸引
- 鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）
- 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 胃ろうによる経管栄養（チューブの接続及び注入開始を除く）
- 経鼻経管栄養

（ 2 ）

A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について（平成15年7月17日医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）

盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）

在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（平成17年3月24日医

政発第 0324006 号 厚生労働省医政局長通知)

特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知)

介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)(平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業)

平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について(平成 23 年 10 月 6 日老発 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知)

介護職員によるたんの吸引等の試行事業(特定の者対象)

平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)の実施について(平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(3)

現在、喀痰吸引等の行為を実施している。

過去に喀痰吸引等の行為を実施していたが、現在一時離職中である。

(離職中の理由 :

)

通知又は事業に基づく研修は受講したが現在喀痰吸引等を実施していない。

* (# 2) のうち ~ 、 または に該当する場合は、以下の表の左の欄に対象者氏名を記載し、右の欄の行為名の該当する項目に「✓」をつけてください。

対象者氏名	行 為 名
	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

(欄が足りない場合は加えること。)

認定特定行為業務従事者認定証（経過措置対象者）交付申請書添付書類

実施状況確認書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 _____
電話 () _____
氏名 _____
生年月日 _____
所属 _____

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条関係）

以下の項目のうち確認済みのものについて、「✓」をつけてください。

喀痰吸引及び経管栄養の実施は医行為であることを理解している。

喀痰吸引等を行うには、医師の指示及び看護職員との連携の下行う必要があることを理解している。

清潔の概念を理解している。

正しい手洗いができる。

急変状態（意識状態、呼吸、脈拍、痛み、苦痛など）を見逃さず、看護師への報告等、適切に対処できる。

喀痰吸引に使用する器具を適切に取扱うことができる。（喀痰吸引を対象とする認定証の申請の場合のみ）

喀痰吸引が適切に実施できる。（喀痰吸引を対象とする認定証の申請の場合のみ）

喀痰吸引を行う場合の危険性を理解している。（喀痰吸引を対象とする認定証の申請の場合のみ）

経管栄養に使用する器具の取扱いができる。（経管栄養を対象とする認定証の申請の場合のみ）

経管栄養が適切に実施できる。（経管栄養を対象とする認定証の申請の場合のみ）

経管栄養を行う場合の危険性を理解している。（経管栄養を対象とする認定証の申請の場合のみ）

第18号様式(第17条関係)

(表面)

認定特定行為業務従事者認定証
(経過措置・不特定多数の者対象)

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

特定行為種別

上記の者は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第14条に定める認定特定行為業務従事者(経過措置対象者)であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事

印

(裏面)

(注意)

- 1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

第18号様式の2（第17条関係）

（表面）

認定特定行為業務従事者認定証
（経過措置・特定の者対象）

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

特定行為種別

_____氏に対する_____の行為
に限る。

上記の者は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第14条に定める認定特定行為業務従事者(経過措置対象者)であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事

印

(裏面)

(注意)

- 1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき、登録名簿の移転等によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。